

平成29年
10月1日号
広報
No.581

あきる野

今号の主な記事

- ・第22回あきる野市健康のつどい… 2面
- ・「自動通話録音機」を設置し振り込め詐欺被害を防止しよう… 2面
- ・10月9日(月)「体育の日」スポーツフェスティバル… 3面
- ・「こころの」子育て情報… 8面

生物多様性保全条例を制定しました

緑と水に恵まれた本市には、さまざまな生きものが暮らしています。こうした生きものを守り、豊かな恵みを、未来に引き継いでいきましょう！



アオバズク



ヤマネ



モリアオガエル



トウキョウ
サンショウウオ



オオムラサキ



カタクリ

※市内に生息する希少な動植物の一例です。

○生物多様性とは

市内には、山、川、農地、住宅地など多様な環境があり、それぞれの場所で、さまざまな生きものが暮らしています。これらの生きものは、他の生きものと関わり合いながら生態系を構成しています。このことを「生物多様性」と呼びます。私たち人間が暮らしていくために必要な空気や水、食料などは、豊かな生物多様性によって、もたらされています。

○市内の希少な生きもの

市内には、「カエル」「サンショウウオ」「猛きん類」などの全国的に珍しくなった生きものが多く生息しています。

○条例の目的

市域に生息・生育する生きものには、環境の変化などで、個体数が著しく減少している種も存在しています。生物多様性の保全に向けて、これらの希少な生きものが暮らしている環境を保護するための仕組みをつくりまします。

○条例の主な内容

- ・市、市民、事業者などの責務…生物多様性の保全に向けて、それぞれの役割や相互の連携について基本的な考え方を示しています。
- ・種、区域の指定制度…市内に生息・生育する希少な野生動植物のうち、特に保護すべき種を「希少野生動植物種」、それらの生息・生育地のうち特に重要な場所を「希少野生動植物種保護区域」に指定する制度をつくりまします。

- ・行為の制限…「希少野生動植物種」に対する禁止行為（捕獲、採取、殺傷、譲渡など）や「希少野生動植物種保護区域」について市長の許可なく実施してはいけない行為（土地の改変など）を定めまします（罰則規定あり）。
- ・外来種対策…市内の在来の動植物種に脅威を及ぼす外来種の拡大を防ぐために努力すべきことを定めまします。
- ・その他…市内の希少な野生動植物種を保護するために土地所有者と協定を結ぶ制度や保護行為をする人を支援する制度などをつくりまします。

○今後の取組

- ・施行…平成30年1月1日
- ・レッドリストの作成…「希少野生動植物種」の指定に向けて、市内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物種などの一覧（あきる野市版レッドリスト）をつくりまします。
- ・「希少野生動植物種」「希少野生動植物種保護区域」の指定…現時点では、どちらも指定されていないため、行為などの規制を行う対象はありません。今後、対象となる種・区域を検討し、利害関係者などに意見を求めた上で、指定まします。

○その他

詳しくは、市ホームページか、今後配布（予定）するリーフレットをご覧ください。

問合せ 環境政策課環境政策係

広報あきる野は、毎月1日と15日に新聞折込と個別配布でお届けしています。市内に住所があり、折込対象の新聞を購読していない方は、市に個別配布をお申込みいただければ、無料でお届けまします。また、市のホームページでもご覧になれます。詳しくは市長公室にお問い合わせください。

再生紙を使用
しています